

“いつか”に役立つ知識を学ぶ。

Biz Study

Vol.04

Lesson:相続税と確定申告のこと



今回の講師

税理士法人 福岡中央会計 所長税理士
瀬戸 英晴氏(せと ひではる)

中央大学法学部法律学卒。1995年にアメリカ・ジョージワシントン大学MBA課程を修了し、2003年に税理士法人 福岡中央会計 所長へ就任。本業の税理業務の他、福岡を中心に研修や講演、執筆など広く活躍する。

節税に繋がる制度や特例を活用した 相続税と確定申告の賢い対処法。

毎年この時期になると耳にする「確定申告」。そして、身近な問題でありながら考える機会の少ない「相続税」。この二つの密接な関係について専門家である福岡中央会計・瀬戸所長に伺った。

サラリーマンであっても確定申告が必要!?

—サラリーマンにも、確定申告が必要な場合があると聞きました。
瀬戸 給与収入が2千万円を超す人、副収入などが一定額を超えるサラリーマンは確定申告が必要です。ところで確定申告といえば、前年の個人所得を計算して税法に則った税額を確定させ、3月15日までに申告する手続きをイメージします。しかし厳密な意味では法人税や消費税なども、決算日から原則2か月以内の確定申告が必要です。「確定申告」は税務署が税額を確定させるのではなく、民主的な制度といえます。

—相続税も確定申告が必要でしょうか。
瀬戸 はい。納税者自身が財産や債務の額を計算して税額を確定させ、相続発生から10か月以内に確定申告をします。その際、相続税の申告納税義務の有無がポイントです。3千万円+法定相続人の数×6百万円の基礎控除額に満たない場合は、相続税の申告をする義務はありません。

しかし、この基礎控除は平成27年からそれまでの6割まで引き下げられたものです。この改正によって、相続税の納税者数が2倍近くまで膨らんだので、相続税がにわかに身近な存在となったのです。

—亡くなった方の確定申告はどう

なりますか。

瀬戸 被相続人が亡くなった互の給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える場合、公的年金収入が40万円を超える場合、不動産の売却益がある場合などは、その年の所得税の「準確定申告」と呼び、相続発生から4か月以内に、相続人の責任で提出しなければなりません。被相続人がアパートや駐車場などをお持ちで、不動産収入があると申告義務が必要な場合があります。

取得費加算によって大幅に節税できるケースも。

—そのほかに注意しておく点はありますか。
瀬戸 相続税の申告納税後、相続人が相続した財産を売却した場合にも所得税の確定申告が必要です。ここで注意しなければならぬのは、相続発生日と納税額によって、申告額に大きな違いが生じるということです。相続発生から3年10か月以内に相続財産を売却した場合には、その財産を取得するために支払った相続税額をコストとして控除し、税額を計算することができます。これを「取得費加算」と呼びます。

—具体例を教えてください。
瀬戸 例えば、相続税を3千万円支

払った人が、相続財産の土地を売却したとします。その土地の評価額が、相続した財産総額の3分の1であった場合、相続税額の3分の1にあたる1千万円が控除されます。取得費加算を活用しなかった場合と比較して、約2百万円も節税できるのです。

—節税による約2百万円の差は大きいですね。
瀬戸 税務署は取得費加算を活用して

【平成26年1月】Aさんは相続により●総額1億5,000万円の財産を取得
このうち土地の評価額は●5,000万円(被相続人はこの土地を40年前に2,000万円で購入)で、Aさんは相続税●3,000万円を支払った。

【平成29年10月】Aさんは相続で取得した土地を6,000万円で売却。

■平成30年3月の確定申告で、Aさんの譲渡所得にかかる税金

	①売却額	②購入額	③譲渡費	④取得費加算 (●×④-③)	⑤譲渡益 (①-②-③)	⑥所得税-住民税 (⑤×20%)
制度適用なし	6,000万円	2,000万円	200万円	-	3,800万円	760万円
制度適用あり	6,000万円	2,000万円	200万円	1,000万円	2,800万円	560万円

200万円の節税!

取得費加算のCase Study

取得費に加算される相続税額(譲渡益から控除される額)
●5,000万円 × ●3,000万円
●1億5,000万円
= 取得費加算金額 1,000万円

※売却にあたり仲介手数料など200万円の譲渡費がかかったとする ※半額戻り特別控除は譲渡上乗付

いないからといって、率先して税金を軽減してくれません。厳しい言い方をすれば、損をしても自己責任なのです。納税額が高額だった場合で、売却しようとする財産の占める割合が大きな時には、売却するタイミングを相続発生から3年10か月以内と決めておくこと。そして申告時には、取得費加算の制度を忘れずに活用することを肝に銘じておくべきでしょう。

空き家を売却した場合は3千万円までの控除が可能。

—それ以外に節税となる特例はありますか。
瀬戸 平成28年の税制改正によって、被相続人が所有していた居住用家屋の敷地について、売却益から3千万円までの特別控除が導入されました。これは増え続ける空き家率を抑えようという政府の政策的意図によるものです。適用には条件がありますが、うまく条件に合致すると、多くの場合が無税で売却できるため、忘れずに活用したい特例のひとつです。

—制度や特例を知っておくことが大切ですね。
瀬戸 相続財産に関する所得税の特例措置は、相続発生日から数えて一定期間に限られます。相続手続きのなかで、将来の遺産売却計画も同時に検討するのが、賢明な納税者といえるでしょう。

INFO

税理士法人 福岡中央会計

[住所]福岡市中央区天神5-7-3 福岡天神北ビル3F

[電話]092-715-5551 ※受付時間:月~金 9:00~18:00(休日:土・日・祝日) [HP]<http://www.fc-tax.com>